準3級審判員資格から3級審判員資格への移行を希望される方へ

2024年4月

準3級審判員資格を持つ満18歳までの者は、満18歳になった翌年度中に、所定の手続きを 完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり、資格登録ができます。 準3級から3級への移行は次の二つ(類別1、類別2)があります。

受付期間: 2024年5月1日から2025年1月31日

* 移行するには、令和6年度(2024年度)の会員登録済みが必須です。

以下の手続き方法等により申請してください。

□ 移行(類別1)

主に高校卒業後の大学、社会人 1 年生などが対象です。

※満18歳になった翌年度中に手続きしてください。

□移行費用

資格 登録料	消費税	計	事務 手数料	合計
6,000	600	6,600	400	7,000円

□ 手続き方法

審判更新申請書をダウンロードし、ファイル形式を変えずメールに添付して申込先アドレスに送信してください。

□ 申 込 先

cbad.ref@gmail.com

受付け完了の返信が一両日中に無い場合は、下記[問合せ]に確認の連絡をお願いします。

□振 込 先

千葉興業銀行 鎌取支店 普通預金 口座番号 2582111 口座名義 大竹 真弓 (オオタケ マユミ)

□ 問 合 せ

TEL 090-5441-0153 審判委員長 大竹真弓 cbad.ref@gmail.com

*受付後に会員登録、費用振込等で確認が必要な場合はこちらから連絡いたします。

□ 特 別 移 行(類別2)

※卒業前の高校 3 年生が対象です。

特別移行費用

資格認定 申請料	消費税	計	事務 手数料	合計
1,000	100	1,100	400	1,500円

□ 手続き方法

具体的な手続きについては、顧問の先生に相談してください。 なお、個人ではなく、学校単位での特別移行の手続きとなります。